

旭川医科大学経理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年9月28日学長裁定)

旭川医科大学経理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学経理細則(平成27年12月9日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (債務の履行請求) 第19条 経理責任者は、金銭の収納に当たり、<u>所定の</u>請求書を発行しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、学長が業務上必要と認めた場合は、別の方法により請求することができる。 (略) (領収書の発行) 第22条 会計規程第29条第1項に定める領収書は、別に定める。 (削除) 2 領収書の再発行は、別に定める手続による。 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和5年10月1日から施行する。</u> 【改正理由】 令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式(インボイス制度)への対応及び会計事務の効率化を図るため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。	(略) (債務の履行請求) 第19条 経理責任者は、金銭の収納に当たり、<u>別に定める</u>請求書を発行しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、学長が業務上必要と認めた場合は、別の方法により請求することができる。 (略) (領収書の発行) 第22条 会計規程第29条第1項に定める領収書は、別に定める。 <u>2 領収書には、学長が定めた本学の印章又はこれに代わる収納印を押印するものとする。</u> <u>3 領収書の再発行は、別に定める手続による。</u> (略)